

## INSOLVENCY RESOLUTION OF PERSONAL GUARANTORS OF CORPORATE DEBTORS

## -企業債務者の個人保証人の倒産処理-



2016年破産倒産法（The Insolvency and Bankruptcy Code, 2016）は、制定以来、いくつかの改正が行われてきました。その内の1つに、企業債務者の「個人保証人（personal guarantors）」というカテゴリーの導入があり、倒産裁判所もこれを認めています。

本入門書では、個人保証人の倒産処理に関する基本原則、その関連手続き、およびインドにおける関連法について、解説しています。

破産倒産法に関するFAQsについては、[こちら](#)を御覧ください。

### 1. 個人保証人（personal guarantor）とは？

個人保証人とは、債権者によって保証が発動された保証人であって、個人的な立場で保証を行っている者を指します。

### 2. 企業債務者の個人保証人（PGIRP）の倒産処理を取り扱う法律は？

2016年倒産破産法、2019年破産倒産（企業債務者に対する個人保証人の倒産処理手続に関する裁定機関への申請）規則（PG 倒産解決規則）、2019年インド倒産処理委員会（企業債務者に対する個人保証人の倒産処理手続）規則（PG 倒産解決規則）、の各々が個人保証人の倒産処理手続について規定しています。倒産処理手続が失敗した場合、個人保証人または債権者は、破産手続を開始することができます。

### 3. PGIRP を開始できるのは？

PGIRP は、（a）個人保証人が債務不履行に陥った場合に、（b）個人または他の債権者と共同で開始することができます。個人保証人または債権者は、管財人（resolution professional）を通じて手続を開始することもできます。

**4. PGIRP の開始に関する制限は？**

過去 12 ヶ月間の間に PGIRP を受けたことのある個人保証人は、PGIRP を開始することはできません。

**5. 債権者が PGIRP を開始できるタイミングは？**

債権者は、個人保証人に対して債務の支払を求める督促状を発行する必要があります。督促状の発行から 14 日以内に個人保証人が債務を返済しない場合、債権者は PGIRP を開始することができます。

**6. 主たる債務者に対する企業倒産処理手続（CIRP）の係属中の PGIRP の開始は可能か？**

債権者は、企業債務者に対し、CIRP の前、途中、または完了後において PGIRP を開始することができます。CIRP の完了後に PGIRP を開始する場合は、再建計画の条件に従います。

**7. 企業債務者の再建計画が承認された場合、PGIRP を開始することは可能か？**

債務者である会社に関する計画案が承認されても、個人保証人の責任は消滅しません。債権者は、計画案が当該個人保証人の責任を消滅させないことを条件に、PGIRP を開始することができます。

**8. PGIRP は、すべての債務に関して開始することができるか？**

PGIRP は、以下を除くすべての債務に対して開始することができます。(a) 裁判所または法廷によって課された罰金、(b) 過失、迷惑行為、法的義務の違反に対する損害賠償、(c) 法律に基づく生活費、(d) 学生ローン、です。これらの例外は、「除外債務」と呼ばれています。



9. **管財人（resolution professional（RP））とは？**

RPとは、個人保証人の倒産処理を行うために選任された倒産処理専門家です。

10. **PGIRPにおけるRPの役割は？**

RPは、個人保証人または債権者から提出されたPGIRP開始申請書の審査、当該審査に基づく報告書の提出、債権者リストの作成、返済計画に関する報告書の作成など、関係者間におけるPGIRPを促進する役割を担います。

11. **PGIRPの開始に関する管轄は？**

PGIRPは、企業債務者に対する破産または清算手続きの開始とは関係なく、会社法審判所（NCLT）に対して開始の申請がなされます。倒産裁判所は、PGIRPは、企業債務者がCIRPを受けている管轄と同じNCLTにて実施されなければならない、としています。

12. **暫定的モラトリアム（interim moratorium）とは？**

PGIRPの開始が申請されると、暫定的モラトリアムが開始されます。当該期間中、（a）個人保証人の債務に関して係争中のすべての法的措置は停止され、（b）債権者は個人保証人に対するいかなる債務に関しても行動を起こすことができなくなります。

13. **モラトリアム（moratorium）とは？**

NCLTにてPGIRPが承認されると、モラトリアムが開始されます。当該モラトリアムは、180日の終了時またはNCLTの命令日のいずれか早い時点で効力を失います。上記12で述べた暫定的モラトリアムに加え、個人保証人は、その資産及び関連する権利の処分が制限されます。

14. **返済計画（repayment plan）とは？**

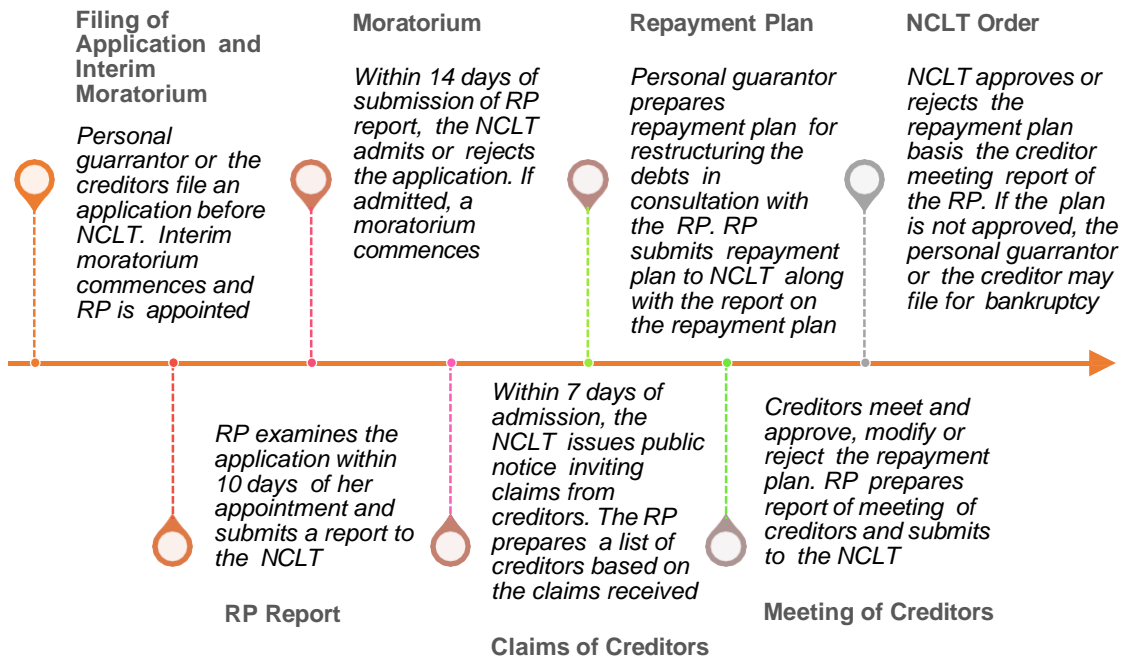
返済計画とは、個人保証人がRPと協議して作成する、債権者に対する債務整理の提案を含む返済の計画書です。

15. **PGIRP終了までのスケジュールは？**

PGIRPの終了について、所定のスケジュールは定められていません。しかし、180日の経過または返済計画の承認のいずれか早い時点でモラトリアムの効力が失われます。また、RPは、NCLTによるPGIRPの開始の承認から120日が経過する前に、返済計画に関する報告書を提出することが要求されます。

16. **PGIRPのプロセスは？**

PGIRPとは、企業債務者の個人保証人の倒産処理のための手続きです。PGIRPの開始を申請すると、暫定的モラトリアムが開始されます。NCLTがPGIRPの開始を認めた場合、当該個人保証人に関してモラトリアムが開始されます。RPは、個人保証人、債権者と共に、個人保証人の未払債務を解消するための返済計画に取り組みます。PGIRPの概要は以下のとおりです。



17. **債権者集会に参加できるのは？**

RP が作成した債権者名簿に記載の債権者は、債権者集会へ参加する権利を有します。債権者集会は、RP が招集するか、または 33%以上の議決権を持つ債権者の要請により開催されます。各債権者の議決権割合は、債権者の債権金額に比例します。

18. **債権者集会の定足数は？**

債権者集会の定足数は、議決権株式の 33%以上を代表する債権者の出席です。

19. **PGIRP における被保全債権者の権利は？**

被保全債権者は、債権者集会に参加し、議決権を行使することを選択することができます。該当する被保全債権者は、返済計画の期間中、担保権を行使する権利を放棄しなければなりません。被担保債権者が担保権を放棄しない場合、行使される議決権は、無担保部分に限定されませう。また、返済計画が、議決権行使に参加していない被保全債権者の担保権行使の権利に影響を与える場合には、その同意を得なければなりません。

20. 返済計画の承認方法は？

返済計画は、出席債権者の議決権の75%以上の多数決により承認される必要があります。

21. 返済計画に記載しなければならない内容は？

返済計画には、(a) 返済計画の条件とその実施スケジュール、(b) 処理費用の支払いに使用される資金源、(c) 返済計画の実施に必要な資金、を含める必要があります。また、担保権の充足または変更、債権者の支払いのヘアカット、債権者が要求するその他の事項についても規定することができます。

22. 返済計画が実行されない場合、どうなるのか？

返済計画が十分に実行されない場合、早期に終了したものとみなされます。このような場合においては、RP は NCLT に対して支払いの詳細、返済計画の早期終了の理由、支払いが行われなかった債権者の詳細に関する報告書を提出する必要があります。これを受け、NCLTは返済計画の早期終了に関する命令を下します。債権回収ができなかった債権者は、破産手続きを開始する権利を有することになります。

23. 個人保証人が返済計画に違反した場合、どうなりますか？

RP は、個人保証人が返済計画に違反していると判断した場合、個人保証人に対して、15 日以内に対処または説明するよう催告することができます。RP は、個人保証人の回答が十分であった場合、債権者に対して 7 日以内に当該不履行に関する説明報告を実施します。回答が不十分であった場合、RP は NCLT に適切な指示を仰ぐことができます。

24. PGIRP を撤回することは可能か？

PGIRP は、次のいずれかの場合には撤回が許可される場合があります。(a) 個人保証人または債権者の要請による PGIRP の開始前、(b) 個人保証人または債権者の要請による PGIRP の開始後、債権者の90%の承認を得た場合。



**免責事項：**本資料は、法的な助言・意見を提供するものではなく、情報提供のみを目的とし、本資料に記載の内容を商業目的で使用することはできません。Acuity Lawは、本資料の情報に不正確または不完全な内容が意図せず、もしくはその他のいかなる理由により含まれている場合に発生し得る損害・損失についても、一切の責任を負わないものとします。

ご質問やその他追加での情報をご希望の場合は、[jd@acuitylaw.co.in](mailto:jd@acuitylaw.co.in)までお気軽にお問い合わせください。